

議案第65号

芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年12月21日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次に「第6章 雑則（第49条）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次</p> <p><u>第6章 雑則 (第49条)</u></p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次</p>